

# 堺市事業所向け省エネ設備等導入支援事業実施要領

令和6年4月1日制定

## 1 趣旨

この実施要領は、堺市事業所向け省エネ設備等導入支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に掲げる事業の実施について必要な事項を定める。

## 2 補助金の交付の申請について

- (1) 申請者は、交付要綱第9項第1号に規定する申請書を当該年度の4月1日から12月の第3金曜日までに環境エネルギー課に提出（電子メールによる送付を含む。）するものとする。
- (2) 申請者は、交付要綱第10項第2号に規定する一般の競争において、原則2社以上の見積書及び内訳書を徴取し、それらの写しを堺市に提出するものとする。

## 3 補助対象設備について

交付要綱第6項に規定する別表1に掲げる補助対象設備は、次の要件を満たすものとする。なお、補助対象設備を判断する上では、国の補助事業（省エネルギー投資促進支援事業をいう。以下同じ。）を考慮するものとする。

補助対象設備	要件
産業用モータ	インバータ制御型空気圧縮機のほか、高効率モータ（トップランナー基準を達成したもの）を含む動力機器（ポンプ、送風機など）
変圧器	トップランナー基準を達成したもの
高性能ボイラ	潜熱回収型など高効率なもの（液体等燃料を用いる場合及び小規模ボイラ等を除く）
業務用給湯器	潜熱回収型及びヒートポンプ式の高効率なもの
高効率コージェネレーション	—
冷凍冷蔵設備	トップランナー基準を達成したもの（コンデンシングユニット等のトップランナー基準の定めのないものを除く）
冷凍機	—
産業ヒートポンプ	—
低炭素工業炉	—

#### 4 換算係数について

交付要綱第7項第1号に規定する削減効果等の算定には、次の換算係数を用いるものとする。

エネルギー種別	温室効果ガス排出係数
コークス	3.18 t-CO <sub>2</sub> /t
灯油	2.50 t-CO <sub>2</sub> /kL
ガソリン	2.29 t-CO <sub>2</sub> /kL
軽油	2.62 t-CO <sub>2</sub> /kL
A重油	2.75 t-CO <sub>2</sub> /kL
B・C重油	3.10 t-CO <sub>2</sub> /kL
液化石油ガス (LPG)	2.99 t-CO <sub>2</sub> /t
液化天然ガス (LNG)	2.79 t-CO <sub>2</sub> /t
都市ガス 13A	2.29 t-CO <sub>2</sub> /千 N m <sup>3</sup>
電力	0.60 t-CO <sub>2</sub> /千 kWh

エネルギー種別	熱量換算係数
コークス	29.0 GJ/t
灯油	36.5 GJ/kL
ガソリン	33.4 GJ/kL
軽油	38.0 GJ/kL
A重油	38.9 GJ/kL
B・C重油	41.8 GJ/kL
液化石油ガス (LPG)	50.1 GJ/t
液化天然ガス (LNG)	54.7 GJ/t
都市ガス 13A	45.0 GJ/千 N m <sup>3</sup>
電力	8.64 GJ/千 kWh

原油換算係数
0.0258 kL/GJ

#### 附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。